

平成 3 0 年

全 員 協 議 会 記 録

平成 3 0 年 2 月 2 日

和 光 市 議 会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 平成30年2月2日（金曜日）
午前 9時30分 開会 午前11時33分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 18名

議 長	齊 藤 秀 雄 議員	副議長	村 田 富士子 議員
1 番	菅 原 満 議員	2 番	西 川 政 晴 議員
3 番	熊 谷 二 郎 議員	4 番	鳥 飼 雅 司 議員
5 番	内 山 恵 子 議員	6 番	吉 田 武 司 議員
8 番	富 澤 啓 二 議員	9 番	猪 原 陽 輔 議員
10 番	待 鳥 美 光 議員	11 番	吉 田 けさみ 議員
12 番	赤 松 祐 造 議員	13 番	安 保 友 博 議員
14 番	吉 村 豪 介 議員	15 番	小 嶋 智 子 議員
16 番	金 井 伸 夫 議員	18 番	齊 藤 克 己 議員

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総 務 部 長	安 井 和 男
保健福祉部長	東 内 京 一	子 ども あ ん し ん 部 長	喜 名 明 子
子 ども あ ん し ん 審 議 監	鈴 木 知 子	企 画 部 次 長 兼 財 政 課 長	奥 山 寛 幸
企 画 部 次 長 兼 政 策 課 長	川 辺 聡	保 健 福 祉 部 次 長	大 野 孝 治
子 ども あ ん し ん 部 次 長	大 野 久 芳	秘 書 広 報 課 長	松 戸 克 彦
総 務 人 権 課 長	寄 口 昌 宏	地 域 包 括 ケ ア 課 長	阿 部 剛
長 寿 あ ん し ん 課 長	齋 藤 幸 子	保 育 施 設 課 長	平 川 京 子

財政課長補佐 櫻井 崇

健康保険医療
課長補佐 渡部 剛

◇事務局職員

議会事務局長 本間 修

議事課長補佐 高橋 澄枝

主任 小林 厳

主任 秋元 佑介

◇本日の会議に付した案件

平成30年度当初予算（案）骨子説明

第7期長寿あんしんプラン（第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画）の素案について

国民健康保険医療費計画・データヘルス計画・特定健診等実施計画等の素案について

子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの素案について

その他

午前 9時30分 開会

○齊藤秀雄議長 ただいまから全員協議会を開催します。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

議員の皆様におかれましては、市政推進に対しまして平素から格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は、平成30年度当初予算（案）及び国民健康保険条例及び国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、介護保険条例の一部を改正する条例案、保育クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案につきまして、その概要を議員の皆様にお示しさせていただきます。

平成30年度当初予算（案）につきましては、夢と希望が持てるまち、もっと元気な和光市の実現を目指し、引き続き各土地区画整理事業を推進するほか、和光市駅北口地区高度利用化、国道254号バイパス延伸事業とあわせた沿道地域の開発、広沢複合施設整備事業における国有地の購入など、将来を見据えたまちづくりを進める内容となっております。

続きまして、国民健康保険、介護保険、保育クラブに関する条例の一部改正についてですが、各事業計画の策定及び中間見直しに当たり、パブリックコメント及び市民説明会を経て計画案がまとまりましたので、その概要を踏まえた条例改正の内容となります。

初めに、国民健康保険に関する条例改正につきましては、財政運営の主体が県に移行することに伴い、市が県に支払う納付金の原資となる国民健康保険税の税率を定めること、さらに、税率設定の基礎となる第1期国民健康保険事業計画を定めること等の国民健康保険条例及び国民健康保険税条例改正の案となります。

次に、介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、第7期を迎えるに当たり、さらなる地域包括ケアの推進を方針とした、平成30年度からの介護保険料について御説明します。

次に、保育クラブの設置及び管理条例の一部を改正する条例案につきましては、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに伴い、保育クラブの名称を学童クラブに改めるとともに、学童クラブの利用料等を見直すこととしたものであります。

なお、平成30年度当初予算（案）及び国民健康保険条例の一部を改正する条例案ほか、3月定例会において議案として提案させていただく主な条例案の概要につきましては各担当部長から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○齊藤秀雄議長 休憩します。（午前 9時33分 休憩）

再開します。（午前 9時34分 再開）

本日の案件は、平成30年度当初予算（案）骨子の説明、国民健康保険医療費計画・データヘルス計画・特定健診等実施計画等の素案、第7期長寿あんしんプラン（第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画）の素案、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの素案について

です。

初めに、平成30年度当初予算（案）の骨子について説明を願います。

橋本企画部長。

○橋本企画部長 おはようございます。

それでは、平成30年度当初予算（案）の概要について説明をさせていただきます。

お配りした資料1の平成30年度一般会計特別会計予算案一覧表をごらんください。

初めに、一般会計につきましては、民生費が逡増するほか、総務費、土木費、教育費の増加などにより、前年度と比べまして4.4%、10億8,200万円の増加となり、予算総額は256億1,700万円となっております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、国民健康保険制度の改正に伴い、前年度と比べまして10.8%、8億6,244万円の減少となり、予算総額は71億1,377万3,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、前年度と比べまして6.1%、4,119万9,000円の増加となり、予算総額は7億1,676万4,000円となっております。

次に、介護保険特別会計につきましては、前年度と比べまして2.1%、7,186万5,000円の増加となり、予算総額は35億1,713万7,000円となっております。

次に、和光市駅北口土地区画整理事業特別会計につきましては、前年度は、移転物件となる大型の共同住宅があったため、移転補償費が増加していたことなどから、前年度と比べまして21.0%、2億4,236万9,000円の減少となり、予算総額は9億992万4,000円となっております。

以上が一般会計及び特別会計の歳入歳出予算の総額となりますが、事業及び予算額につきましては現時点のものでございまして、今後、最終的な調製を行うため変更等もございしますので、御了承いただければと存じます。

続きまして、一般会計を中心に当初予算案の概要につきましては奥山財政課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○齊藤秀雄議長 奥山財政課長。

○奥山財政課長 おはようございます。

それでは、平成30年度当初予算（案）について、一般会計を中心に説明させていただきます。

資料1の2ページをごらんください。

初めに、歳入の主な内容について御説明いたします。

款1の市税については145億5,307万1,000円と、前年度から2億5,050万1,000円の増加を見込んでおります。

市民税については、前年度から8,343万円の増加を見込んでおり、その内訳を申し上げますと、個人市民税については、納税義務者数の増加などにより前年度から1億102万2,000円の増加、法人市民税については、前年度から1,759万2,000円の減少を見込んでおります。

固定資産税については、土地が負担調整措置により増加となるものの、家屋や償却資産が経

過年数減価により減少となるため、前年度から2,604万1,000円の減少を見込んでおります。

軽自動車税については、前年度から120万1,000円の増加を見込んでおります。

市たばこ税については、前年度から2,400万円の減少を見込んでおります。

都市計画税については、税率の見直しなどにより、前年度から2億1,591万1,000円の増加を見込んでおります。

次に、款2地方譲与税から款12交通安全対策特別交付金までの依存財源につきましては、平成30年度地方財政対策及び埼玉県から送付された平成30年度市町村交付金交付見込額通知等を参考に積算しており、これらの総額につきましては、前年度から796万円の減少を見込んでおります。

主な内容を申し上げますと、平成30年度税制改正の大綱において、地方消費税の都道府県間の清算基準の見直しが行われることから、款6地方消費税交付金の増加が見込まれる一方、款4配当割交付金及び款5株式等譲渡所得割交付金等の減少を見込んでおります。

なお、款11地方交付税については、普通交付税を不交付と見込むとともに、特別交付税の減少を見込んでおります。

3ページをごらんください。

款15国庫支出金につきましては、子どものための教育・保育給付費国庫負担金、防衛施設周辺対策事業補助金、社会資本整備総合交付金等の増加により4億6,030万4,000円の増加となり、款16県支出金につきましては、子どものための教育・保育給付費県負担金、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費補助金等の増加により1億9,175万5,000円の増加を見込んでおります。

次に、款19繰入金につきましては、前年度から1億570万8,000円の減少となります。

主な内容を申し上げますと、公共用地取得事業基金については広沢国有地購入費等の財源として、公共施設整備基金については焼却・粗大施設修繕費の財源として、都市基盤整備基金についてはアーバンアクア公園整備工事費等の財源として、財政調整基金については1,460万5,000円の繰り入れを予定しております。

詳細につきましては、資料4を御確認いただければと思います。

3ページに戻っていただき、款22市債につきましては、前年度から5億3,400万円の増加となります。

主な内容を申し上げますと、広沢国有地先行取得債、越後山及び白子三丁目中央土地地区画整理組合活動支援事業債、アーバンアクア公園整備事業債、上谷津ふれあいの森用地取得債等となっております。

なお、平成30年度地方債の借り入れに伴う地方債残高の見込み額につきましては、資料3を御確認いただければと思います。

以上が歳入の主な内容となります。

次に、歳出の内容につきましては、目的別の款ごとに前年度予算額から増減額の大きいもの

について説明いたします。

4ページをごらんください。

款2総務費につきましては、庁舎施設整備事業費や広沢複合施設整備事業費の増加などにより、前年度から7億513万8,000円増加しております。

次に、款3民生費につきましては、地域密着型サービス拠点等整備事業費や教育・保育給付費等支給事業費の増加などにより、前年度から2億9,991万1,000円増加しております。

次に、款8土木費につきましては、道路補修事業費、北インター東部地区まちづくり推進事業費、緑地整備事業費の増加などにより、前年度から2億1,086万7,000円増加しております。

次に、款10教育費につきましては、小・中学校施設整備事業費の増加などにより、前年度から4,072万7,000円増加しております。

続きまして、平成30年度における重点事業等を中心に説明いたします。

資料2、和光市総合振興計画基本構想に基づく平成30年度事業費予算（案）の1ページをごらんください。

初めに、「基本目標Ⅰ 快適で暮らしやすいまち【都市基盤】」につきましては、施策1中心市街地にふさわしい駅北口周辺の整備の駅北口地区高度利用化推進において、高度利用化調査業務委託料等を計上しております。

施策2交通の利便性を生かした産業拠点の整備では、和光北インター東部地区のまちづくりにおいて、基本構想の策定を行うなど、土地区画整理事業の立ち上げに向けた費用を計上しております。

施策6安全で快適な道路の整備の道路補修では、古美山立体橋耐震補強工事費を計上するほか、市道舗装補修工事費を増額しております。

施策9計画的な公園の整備と維持管理の充実のアーバンアクア公園整備では、平成30年度内に一部の供用を先行的に開始するための費用を計上しております。

3ページをごらんください。

「基本目標Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち【教育・文化・交流】」につきましては、施策15地域と連携した教育の推進の地域連携推進において、コミュニティ・スクールを市内の小・中学校全校に導入するための費用を計上しております。

施策17放課後児童の居場所づくりの推進では、新たに第三小学校及び下新倉小学校でもわこっこクラブを実施するための費用を計上しております。

施策19安全な学校教育環境の整備の小学校施設整備では、広沢小学校トイレ改修工事設計業務委託料、第四小学校アスベスト撤去工事費を計上するほか、中学校施設整備では大和中学校プール改修工事費を計上しております。

6ページをごらんください。

「基本目標Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支え合うまち【保健・福祉・医療】」につきましては、施策32多様な保育サービスの推進の教育・保育給付費等支給において、保育園運営委託料

及び小規模保育事業所負担金をそれぞれ増額するほか、民間保育所等基盤整備では、新設保育園整備補助金を計上しております。

施策36高齢者の生きがいと社会参加への支援の在宅高齢者住宅支援では、高齢者支援住宅補助金を増額しております。

施策37きめ細やかな介護予防の推進では、7ページの統合型地域包括支援センター運営において、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、障害者相談支援事業所、生活困窮者の支援拠点を統合した統合型地域包括支援センターを設置するための費用を計上しております。

施策38介護サービスの適正な提供の地域密着型サービス拠点等整備では、長寿あんしんブランドデザインに基づく地域密着型サービス事業の拠点等の整備に係る費用を計上しております。

続きまして、8ページの施策44安心できる健康づくりの推進の健康マイレージでは、埼玉県コバトン健康マイレージ事業と連携した和光市健康マイレージを新たに開始するための費用を計上しております。

10ページをごらんください。

「基本目標Ⅳ 安らぎと賑わいのある美しいまち【生活・環境・産業】」につきましては、施策48防災体制・消防支援体制の強化の防災施設整備において、防災倉庫を2カ所増設するための費用を計上しております。

13ページをごらんください。

「基本目標Ⅴ 構想の推進に当たって」につきましては、施策70効果的・効率的な行政サービスの提供の広沢複合施設整備において、広沢国有地の用地取得費を計上しております。

施策73市有施設の適切な保全の庁舎施設整備では、継続事業となる庁舎防災拠点整備工事費を増額するほか、庁舎議場吊天井耐震補強工事費を計上しております。

以上、一般会計歳入歳出予算の概要を中心に御説明申し上げましたが、先ほど部長からも申し上げましたとおり、今後、最終的な調製により変更となる部分もございますので、御了承いただきたいと思います。

私からの説明は以上となります。

○齊藤秀雄議長 以上で説明が終了しましたので、質疑を行います。

これからも変更があるという前提で受けとめて質問してください。

質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」という声あり〕

質疑がございませんので、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前 9時49分 休憩）

再開します。（午前 9時51分 再開）

国民健康保険医療費計画・データヘルス計画・特定健診等実施計画の素案について説明を願います。

東内保健福祉部長。

○東内保健福祉部長 おはようございます。

まず、今回の議案で上程する国民健康保険条例及び国民健康保険税条例一部改正に関連しまして、和光市国民健康保険ヘルスプラン（案）の中で、第1期の国民健康保険事業計画、第2期のデータヘルス計画というもの、第3期の特定健診はメタボ計画といったところになりますが、御説明いたします。

最初に、本日配付しました資料を見ていただきたいんですが、今回説明する国民健康保険並びに長寿あんしんプラン、そして子ども・子育て関係に関しまして、保健福祉部関係では、第四次和光市総合振興計画を上位として、地域福祉計画、健康わこう21計画の理念、医療関連計画といったところで、障害、長寿、生活困窮、子ども子育て、それにヘルスの健康わこう、食育、自殺対策、国民健康保険、データヘルス、特定健診といったところを、日常生活圏域の設定であるとか、例えば地域ケア会議とかケアマネジメントとか、生活課題を抽出するニーズ調査、こういったものを、横串を刺した地域包括ケアの計画の一環に全てを位置づけたと。いわゆる福祉とヘルスと医療が一体化したという御理解でお願いいたします。

そして、公助・共助の行政が製作するもの、そして右側に、自助・互助の今度は地域力の向上、これは地区社会福祉協議会だけでなくヘルスサポーター等の行動として、保健コーディネーターの配置等も踏まえ、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と健康わこう21計画の自助・互助分、こういったものを今回横串を刺すという御理解のもとに説明をお聞きいただけたらと思います。

それでは早速ですが、和光市国保ヘルスプランについて御説明をいたします。

1枚目をめくっていただいて1ページ、今回、議員御承知のとおり、国民健康保険制度については大きな制度改正がございました。

その中で和光市の国保ヘルスプランは、一番上に1として、第1期の国民健康保険事業計画、これは和光市が独自に策定をする、3年間で1期とした国民健康保険の事業計画となります。わかりやすい言い方でいくと、介護保険事業計画と類似性を持つような計画にいたします。

そして2番目には、データヘルス計画といいまして、レセプトという医療費情報、そして国民健康保険団体連合会の医療費分析情報、そういったものを駆使して、我がまちの病気、我がまちの健康に何が必要か、そういったものをきちんと計画を立てて、効果がある保健事業を行います。

3には、第3期の特定健診の関係で、通称メタボリックシンドローム等の予防計画となりますが、いわゆるウエスト85cmとかといった部分、これは、健康な人が生活習慣病にかからないといったことを促進する計画となります。

この3本を踏まえる中で、今回の国民健康保険の制度改正に対応する保険税率等を考えてまいりました。

2ページにまいります。

2ページでは、まず医療費の分析結果による施策展開といったところで、今回、やはり医療費が上がっているのが、入院に焦点を当てました。そのときに、脳梗塞の患者がふえている。これは数字では平成28年度は37人と。37人では低いのかなと思われる方もいるかと思うんですが、実は高い数字です。その脳梗塞が、1回目は軽く出ます。そして、37名もしくは31名のうち約半数近くは2回目の脳梗塞を起こす。2回目の脳梗塞のときには、表現的にいけば、1回目が必要支援1とか要介護1レベルだったのが、2回目に起こしたときには要介護3から4に必ずいってしまうとなりますので、2回目を起こさない、重症化予防といったものに着目をした取り組みを行ってまいります。

下段に書いてある生活習慣病は、これは入院外、外来のほうの数字になりますが、外来のほうでも、糖尿病、高血圧症、腎不全、脂質異常症、関節疾患といったところが上位の医療費を占めますが、この外来の時点で糖尿病の悪化をしないような取り組みをしていく、高血圧が悪化をしないような取り組みをしていくといった保健事業等を踏まえて、医療費の低減にも努めていきたいといったところの分析を行っております。

次の3ページですが、保険者機能、いわゆる国民健康保険の自治体の保険者機能の中で今回行っていく指針といたしまして、ただいま御説明してきた保健事業の充実の中で、繰り返してすけれども、メタボリックシンドロームをやりますが、実施率ではなく改善率の向上に努めていくと。メタボリックシンドロームの対象になった方に対しての改善率を上げるということに重点を上げます。

そして、若年性アルツハイマーもふえてまいりましたので、特定健診と同時期に、年齢対象は絞ってまいりますが、認知症検診も実施をしていく。

そして、生活習慣病の重症化予防で、人工透析になるような糖尿病を低減していく。

健康マイレージは、県のマイレージ事業と和光市独自のマイレージ、これをコラボレーション型で行ってまいります。

健康サポート訪問事業は、既にお医者さんにかかっている慢性疾患等の利用者に対して、御自宅に訪問をしていろいろアドバイスをしていくという事業を取り組みます。

給付の適正では、レセプト点検に強化を入れます。そして、ジェネリック医薬品の普及促進に努めてまいります。

収納率の向上についても取り組みを強化いたします。

次、4ページでございます。

今後の医療費の推計ですが、議員御存じのとおり、被保険者数というのが、左の表ですが、減少してまいります。この理由は、景気がよくなった関係で、会社に就職をして、国民健康保険から社会保険に加入者がふえていくといった、これはいい方向です。もう一方は、65歳から74歳の前期高齢者が、後期高齢者の75歳以上のほうにどんどん人口がいくと。そういう中で、後期高齢者医療保険のほうに被保険者がシフトしていくので、そういう中では被保険者数は減少なんだと。右のほうでいきますと、その被保険者数の減少に伴って、医療費というのも一定

程度低減傾向に、平成35年に向かっていきます。ただ、折れ線グラフにあるように、1人当たりの医療費については上がっていくというのが今必定でありますので、この1人当たりについて低減を行っていくといったところも、先ほどから御説明している保健事業の強化を行うといったところになります。

それでは、5ページです。

今回、国民健康保険制度の大きな改正は、埼玉県が保険者機能の中に入ってきたといったところで、ともすれば後期高齢者医療保険みたいなところになるんですが、後期高齢者医療保険というのは、埼玉県全県下が広域連合に参加をして、そこが保険者になっていると。そして、埼玉県下、全県がその料金の料率が全て一緒といったところが広域連合なんです。

今回、まず現行の市町村の個別運営のところで行くと、今までは和光市とか朝霞市、新座市が、独立採算の中で自治体が保険者を経営してきたといったところで、税の収入等もそうですし、給付もその市町村ごとにやってきたと。今回、右のほうにいきましたら、都道府県が財政のほうの保険者部分を担うといったところで、県全体のいろんなルールにのっとった医療費水準とか、市町村ごとの所得のシェアであるとか、被保険者の中身であるとか、そういうことを踏まえて、都道府県が市町村に対して幾らの納付金を納めてくださいよということで集約をいたします。

市町村は、今までどおり資格の管理、保険給付等をやっていくんですが、そのときに、県のほうに幾ら納めてくださいよと言われた納付金に対して、市町村がこれは県ではなくて独自に税率設定等を行って、県のほうにお金を納めると。そして、交付金として和光市の保険給付に当たるといものになりますので、全体的な交付金等の運営は県がやるんですが、ほかのものについて、税率とか給付については従来のもので変わらないという御認識でお願いいたします。

そして、次、6ページは、今回の保険税の必要額といったところになりますが、まず、一番上段に納付金、県から請求されるものです。和光市、幾ら納付してくださいといったときのお金、それに調整でプラスと書いてあるのが、これは、保健事業の予算を組む額は和光市が独自にやります。

そして、出産、葬祭費、これも市町村ごとに定めます。

それと、マイナス要因といって、納付金とかいろんな財源を下げられるものについては、市町村向けの公費というものがございます。そして、過年度の収納見込み、今回ポイントとなる法定外繰入金等というのがその財源を減少させるものになりますといったところで、今回の推計で、平成30年度、平成31年度、平成32年度といったところで、下にお示しした金額を載せてあります。

2度目になりますが、今回は3年間を1スパンとした和光市の事業計画を行っていくと。言い方を変えれば、ほかの市町村は単年単年で行っていく形をとりますが、和光市は、3年度収支で見ていくという方法を取り入れます。

次の7ページになります。

今回の和光市国民健康保険の財政運営の方針といったところで、今のところの整理です。1番として、積極的かつ効果のある保健事業の実施により医療費の増加を抑制させます。2番目には、被保険者の負担軽減のために、今積んである国民健康保険の基金を活用して財政の中に充当していく。3番目に、これは普通の市民の方にもお世話になるんですが、被保険者の負担軽減として、法定外繰入金を一定額を繰り入れます。これは3年間で6億円、1年間にして2億円といった繰入金を入れていきます。4番目には、税率を改正いたしますので、相対で平成29年度と比較して11%の被保険者負担が増加になるといったところの税率改正を行います。

そして、8ページです。

和光市の国民健康保険税率設定における方針として、本計画は3年ごとの見直しを行うので、3年間は税率を据え置く、財政を据え置く。それで課税方式は、今回、2方式とあって、所得割と均等割をやってくださいというのが国・県等の方針なんですが、今回は、激変緩和を踏まえ、4方式で現行どおりの税方式を取り入れる。課税割合、これは所得割等の能力の応能と応益に分かれますが、通常は応能応益は5対5の配分でやっていくというのが基本になりますが、従来の応能7、応益3といったところで、これは一定程度低所得者に配慮した設定を行ってまいります。収納率は、県が示した収納率の部分を少し超えて、91.8%を見込んだものにしております。

次の9ページです。

実際の保健事業の効果を見ます。上段は、自然体で保健事業を何もやらなかったときには、一番右のほうになります。合計で61億1,500万円強といった納付金額になるんですが、最終的なところで、保健事業を行って、下段ですけれども、900万円程度なんですが、納付金のマイナス効果を生み、3年間の中では61億667万8,000円といった効果を見込みたいと思います。

今回、医療費のほうにダイレクトに和光市の保健事業の効果が出るというシステムにはならないんです。医療費水準等が、県がルールにのっとってやるので、納付金がどれだけマイナスになるかといったら、900万円のマイナスを今回見込んでいるという状況でございます。

そして10ページ、本日のポイントになりますが、平成29年度の現行でいきますと、1人当たりの保険税が10万542円、その中で、国民健康保険全体の運営の中では基金繰入金として4億7,000万円強です。そして、法定外で4億5,000万円を繰り入れてまいりました。

これをまず、次の列なんですが、基金と法定外を抜いた場合には、平成29年度の現行と比較して58%の増になると。これはもう制度改正関係なしです。要は、基金繰入金と法定外がその58%といったところで、裏を返せば42%程度の部分をしょっているんだと、そういったところになります。

そして、県のほうの今回納付金で来る額で算定していくと、自然体で13万2,000円なので、この法定外繰入金を抜いた隣の58%と31%の差というのが、制度改正でプラスに転じた差なんです。だけど、31%の増を生んでしまうといったところの部分になりますので、制度改正効果は25%程度しか、現行と比べるとなかったんだと。

そういう中、和光市としては3年間の中で、一番右になりますが、基金繰入金を年間1億円ずつで、3年間で3億円、法定外繰入金を年間2億円ずつで、3年間で6億円といったところで、1人当たりの税の増加率が11%まで減少するといったところで、今回御提案をするものです。

それを行うには、下のところで改正前と改正後とありますが、医療分のところで現在6.3%の税率のほうを7.3%にといったところと、均等割が1万5,600円から1万8,000円で2,400円の増と、支援分で0.3%、均等割1,200円、介護分で0.2%、1,200円の増といったところが、今回の国民健康保険税率の改正のいわば案となります。

次の11ページになります。

財政推計の中で、その税率、そして今言った基金の繰り入れ、法定外といったことで、どうやっていけるのかと。今回、介護保険と同じスキームを使って3年間でやっておりますので、下の棒グラフを見ていただきますと、真ん中に棒が1本引っ張ってあるのが、税とか繰り入れの財源の分です。下の棒グラフが給付になります。1年目の平成30年度は給付費が、逆に言えば黒字で余るといったところなんです。そこまでの税は要らないんだけど、その税はいただきます、繰り入れもいただきます。2年目になると、いわゆるスクエアで、フィフティー・フィフティーでとんとんになると。平成32年度には給付費が上回るので、いわゆる赤字になるんです。そのときに平成30年度の黒字分を平成32年度の赤字分に補填して、3年間のスキームを終わらせていくというようなものになります。

それで、右のところでは各注がございますけれども、その保険税の中の必要額の内訳といったところでは、1番のほうから、下のほうから法定外繰入金、基金繰入金、そして税金の見込み、それで今回の11%になりますが、見込んだ部分についての点線が、上に上がった部分となります。

これらを踏まえて、12ページに、各個人のシミュレーションになりますが、上のほうで給与収入、40歳、1人世帯で固定資産なしといったところで、収入100万円の方でいくと、現行の税額が2万5,700円から改正案で2万8,400円、収入が200万円の人、現行12万8,900円が14万6,900円といった中で、増加率が発生いたします。年金収入の65歳でひとり暮らし、固定資産なしの方では、収入100万円の方で、1万2,100円が1万3,300円といった上昇になるといったところでございます。

以上で説明は終わります。

○齊藤秀雄議長 以上で説明が終了しましたので、質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 11ページですが、ちょっと確認ですけれども、3年間の区切りで計画されているということですが、先ほどのお話では、人数ですとか、あるいは医療費全体というのは減少していくというふうな推計になっておりましたけれども、ここでは平成32年度まで増

加していくような推計になっているわけですがけれども、まず、この要因というのはこういったものがあるんでしょう。

○齊藤秀雄議長 東内保健福祉部長。

○東内保健福祉部長 11ページに載っているのは、県から送られてくる納付金を幾ら集めなさいといった推計なんです。前段のほうの経年の被保険者推計と医療費推計は和光市のグロスの部分になりますので、その分は減少していくんだけど、納付金分については一定程度微増するという予想が立ちますので、これは県全体の中から水準を出しますので、そういった関係で、右肩上がりと言ったものになると。これはまだ私の推計なんですけど、平成32年度で、11ページのほうは一定程度納付金も下がってくるだろうという予測なんですけど、現行の部分としてはこの上昇率で見込んでおかないと推計できませんので、このような数字をお示ししたところでございます。

○齊藤秀雄議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 続けてなんですけれども、10ページのところで、今回の保険税の推計のところで、県からの必要額というもの、納付金、そこのところが固定しているわけで、そこから繰り入れをどのような形で行っていくのかということで、保険税率というのは具体的に決定していくということですが、今回は3年間で基金繰り入れは3億円、それから法定外は6億円という形で設定されていますけれども、これの根拠といいますか、こういった形でお示しになったのか、まずちょっと確認をさせてください。

○齊藤秀雄議長 東内保健福祉部長。

○東内保健福祉部長 まず、今回の制度改正の一番ポイントといいますか、いわゆる国民健康保険財政は国民健康保険財政の中で行っていくと。この法定外繰り入れというのは、将来的にはなくしていく。議論の当初では、もう最初からないという議論だったんです。途中から、一定程度いろんな考え方が国でも県でもございましてやるんですが、基金をなくしていくという考えでは、現行4億5,000万円出ているものを一定程度50%以上は軽減をする必要があるという部分と、これは一般市民の国民健康保険に加入していない方の税も導入しておりますので、それとプラスをして、やはり被保険者の方にも税率改正を行って、その部分の上昇率を緩和していく。

基金繰入金に関しては、やはりこの3年間スキームといったところで行っていきますので、4億5,000万円の中でまずは1億円と。この3年で今回は収支を見込んでいますが、次の3年間の6年後とか、そういうこともちょっと踏まえていきまして、今回は年間2億円ベース、基金のほうは1億円ベースといったところで、被保険者の料率のアップ、税率のアップ、それで基金繰入金、そして法定外といったところのバランスを考え、このような数字に設定したところでございます。

○齊藤秀雄議長 大島副市長。

○大島副市長 ただいまの説明にちょっと補足をさせていただきますが、この国民健康保険税

の運営だけではなくて、基本的には和光市の一般会計も含めた中の財政運営というものも加味してこの率は決めております。全体のバランスを考えて、他の都市計画事業とか教育、保健、そういう全ての事業をトータルの中で、今後6年間なりのその財政支出を見込んで、ある程度そういう全体の財政運営計画の中でこの率を決めていると。

もう一つは、国民健康保険に加入している市民の割合というのがおおむね2割でございます。一般会計から繰り入れするという事は、税の配分の公平性というものも加味してこの割合を決めさせていただいております。

それともう一つ、先ほどから言っておりますように、6年後については法定外の繰り入れをすることが不可能になります。そうしますと、先ほど説明しましたように、今の県からの納付の額の同程度と推計しますと、6年後には一気に32%保険料が上がるということが想定されます。それを踏まえますと、逆の激変緩和ということで、例えばこれを納付の増加率ゼロにした場合、それで6年間例えばやったとなると、6年後には保険者の負担が一気に31%上がると。そういう大きく変わるものに対応するために、ある程度、一定の段階的に税の負担というものを考えてということ、その3つのトータルの考え方で、今回お示しをさせていただきました。1人当たりの保険税率の増加率が11%という考え方でやっておるところでございます。

○齊藤秀雄議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 6年間、そして、今回の3年間の流れというのはわかりました。

ただ、やはり国民健康保険の中では、構成されている方々、高齢者とか、あるいは所得の低い方というような形で、一方、役所の見方、財政推計というものを踏まえた上でと、それから、やはりそういった市民からの要因といいますか、その負担感というものをどう軽減していくのかということが、やはりそこで具体的な形で数字になってくるんだと思っているんですけども、公明党としては、先日、1月31日に市長のほうに今回は説明会と一緒に11%ということでこれが出されておりますけれども、より税負担の軽減のために御考慮いただきたいということで申し入れをさせていただいたところですけども、やはりそういった説明会等、それからパブリックコメント等を行っているわけですけども、市民からの意見というのはどのようなものがあつたのか、そういった市民目線というのは必要だと思いますので、その点については市としてはどのようにお考えになったりしますか。

○齊藤秀雄議長 東内保健福祉部長。

○東内保健福祉部長 今回、パブリックコメント、市民説明といった中では、やはり税率のほうは据え置き、もしくは減少してくれというようなところも、パブリックコメントは多くございました。あと陳情関係については、署名の部分として、やはり繰入金充当を多くとかという御要望は上がっております。

それらを踏まえるんですが、いわゆる国民健康保険の将来性、先ほど言った75歳のほうに編入していく数が多くなってくるとかという部分があつたり、6年間の中で、先ほど副市長が言ったように、一気に次に料率が上がってくるような事態というのは避けたいというのは考えて

おります。そういう中で、税の公平性、さらには保健事業の効果であるとか、あと市の全体の財政政策といったところを踏まえてこの部分を持ってきていると。また、3者の中での痛みを分けるという言い方は変ですけども、そういったところも市の考え方としてはあるといったところは御理解いただきたいと思います。

ただし、冒頭申し上げた、3年間の中の税率を変えないでこれを担保していくという中で、次の4年目のことももう2年目ぐらいには推計してやっていきたいと思いますので、そういう中で今回の11%という上昇率が生まれたという御理解でお願いをいたしたいと思います。

○齊藤秀雄議長 村田議員。

○村田富士子議員 確認をさせていただきたい点が1点あるんですが、今の副市長の説明の中で、この繰入金ですけども、6年後、繰り入れが不可能になるという御説明があったんですけども、市民説明会のときに、6年間で繰り入れをなくすというのは義務ですかという質問をしたときに、それは義務ではないという答弁があったんですけども、その辺を確認させてください。

○齊藤秀雄議長 東内保健福祉部長。

○東内保健福祉部長 今回の制度改正の中では、埼玉県の方の国民健康保険の運営協議会みたいなところがございまして、そこが保険者の運営方針を決めていると。その中で、6年後にこの法定外繰り入れといったところはなくしていくことが必要であるというような言い回しの指針です。それが条例関係で義務規定でなくすというならば絶対ですし、今の運営方針の中では、もうその部分をなくしていくという方針が運営指針の中で投げられたというような解釈でございまして。

○齊藤秀雄議長 村田議員。

○村田富士子議員 それと、今、齊藤克己議員からもお話しさせていただきましたけれども、会派公明党としても申し入れをさせていただきましたが、やはり前回の平成23年度の国民健康保険税の値上げのときにも、しっかりとレセプトのところから、市民のこの医療費の削減に向けてのこういう分析をすべきだということをきつく要望して、今、この六、七年の間に努力をしていただいて、健康基本計画とかデータヘルスプランも立てていただいて、少しずつは改善されているのかなと。1人当たりの医療費がそれでもやはり上昇傾向にあるというところでのさらなるこの取り組みというのは絶対必要だと思うんです。

そこをもう一步踏み込んで、やはり市民の皆さんの健康に対する意識というのを見ていても、果たしてどこまで皆さん持っていらっしゃるかなと。私もヘルスサポーターをさせていただいて、そのレクチャーを受けたときに、本当に丸一日かけた5日間のレクチャーというのは、そのヘルスサポーターということもそうなんですけれども、やはりセルフケアのところの意識というのはすごく高まったなというのはすごくあるんです。その意識をどこまで市民の皆さんに持っていくかというような、やはりもう一步踏み込んだ一大健康運動というのが絶対必要だと思うんです。

この医療費の削減をきちんとするという、そこは絶対やっていただきたいし、なおかつ、この11%に対して、確かにこの法定外繰り入れも二重負担になるというところでは、これも私たちは議員としてずっとと言ってきた話ですので、ここもなくしていくのは当然ですけれども、さまざまないろんな値上げが重なるこの時期に、果たしてこれだけの11%というのが市民の皆さんの納得を得られるのかどうかという、私はそう思えないところがあるので、そのことだけは申し上げておきたいと思います。

市民の健康に対する運動ということに対しての今後の取り組み、その点だけ伺いたいと思います。

○齊藤秀雄議長 東内保健福祉部長。

○東内保健福祉部長 一番最初に申し上げたこの1枚紙のところ、今、村田議員御指摘の部分で、国民健康保険の上昇率の関係もそうなんですが、市民1人1人と、先ほど副市長が言われたように、国民健康保険の被保険者になっている方は人口全体の2割程度であると。2割程度という言い方はあれですが、社会保険加入にしる、共済加入にしる、その中でこの健康わこう21計画理念とありまして、実行計画の健康わこう21、食育推進、自殺対策、これを全て連動させております。

そういう中では、昨今、和光市の駅前の大型店舗で、いわゆる官民協働の食育、コンソーシアムといったところで、文化伝承等だけではなく、スーパーであるとかコンビニエンスストアに減塩コーナー等を設けていただいて、減塩の食事をつくるというようなイベントも官民協働で行っておりますので、そういう細かな実行を含めてやっていくと。

今回一番のみそは、介護保険の介護部で培ったケアマネジメントというアセスメント、ケアプラン、そしてサービス、アクションといったところを、メタボリックシンドロームであるとか、例えばもう既に血圧の薬を飲んでいる方について減塩食をどうとるといったことを、個別個別のケアプランをつくってケアしていくという方針で今回計画を実行しておりますので、そういう中では、一歩もしくは二歩踏み込んだ取り組みができるという認識でございます。

もう一点、収納率向上の中で、サポートセンター等のこともあるんですが、県の示した収納率より少し上げた形でとっておりますので、そういう中では、調定額に近づくような収納率を確保して、適正な予算を確保するといったところは強化をしていきたいと思っております。

○齊藤秀雄議長 村田議員。

○村田富士子議員 あともう一点。

例えばこの法定外繰り入れを2億円ではなく年間3億円まで、例えば激変緩和というところまでここまで持っていくということは可能でしょうか。

○齊藤秀雄議長 大島副市長。

○大島副市長 ここで可能かどうかというのは、なかなかお答えすることが厳しいんですが、先ほども言いましたように、この国民健康保険の財政というか運営だけではなく、市の今後の財政運営の中で、例えばこの6年間、当初であれば3年間から多少先送りできるものがあるの

かどうか、そういうものについては検討させていただきまして、市としても市民のその負担感というのは理解しておりますので、極力負担感のないような取り組みについては、これから議案を挙げるまでの間ではございますが、どのくらいできるのか、他の事業との兼ね合いも踏まえまして検討させていただきたいと思います。

○齊藤秀雄議長 吉田けさみ議員。

○吉田けさみ議員 まず、3ページの保健事業の中に認知症検診というのが入っていますよね。これはすごく画期的かなと思っているんですけども、これは特定健診とかそういったこととあわせて導入していくというようなことなんでしょうか。

今、西大和団地の場合で言えば、高齢の方が本当に多くて、半年前まではこんなじゃなかったのに、半年たつとこんなふうに変わっちゃうのかというような、あなたどなたでしたっけみたいな方が出てきたりするのを実感として感じているんです。

だから本当にそういう意味では、認知症が早期に発見されれば、今、いい医薬品なんかも開発されていますし、適度にきちんとやっていけば改善されていくということもありますので、ここはまずそういう形で、全市民というか対象者がこれに検診が受けられるのかどうかということと、それからもう一つは、この3カ年の計画をつくった根拠となる過去のデータ、これがきちんとなされていないと、これから病気予防、疾病予防とかいろんなものに、事業に取り組みながら医療費を抑制していくんですという方向性はわかるんですけども、過去のデータがどれだけ生かされているのかというところが、やっぱりもともとがどうなのかという点で、傾向等も含めてお聞きしたいんです。

○齊藤秀雄議長 東内保健福祉部長。

○東内保健福祉部長 まず1点目のほうですが、認知症検診につきましては、これは近隣市で和光市だけが特定健診とあわせて実行すると。年齢的にはやっぱり前期高齢者レベルが多くなるんですが、議員御承知の介護保険のニーズ調査とも連動して、できれば第2号被保険者の40歳代ぐらいから全般的にまずスクリーニングをやる。ただ、健診と同時にやるのは、60歳もしくは65歳等の節目健診のときにやっていく。最近ではやっぱり若年性アルツハイマーというのがすぐもう近親者にあらわれる状況が出てきておりますので、特にアルツハイマー型認知症の部分については、20年前からアミロイドベータがたまるという結果が出ておりますので、そういう中では、同時検診をやることで一定程度の効果が出せる、早期発見ができると考えております。

2点目の部分ですが、これは今、議員御指摘の部分ですが、かなり膨大な量の3年間ぐらいの和光市の疾病の分類であるとか、その重症化した分類等を踏まえた上で、本日も出ておりますが、健康日本21等の計画でパブリックコメントが始まっております。今週に始まったと思います。そちらのほうで全てそういうデータ分析等を行っておりますので、その分析等を踏まえ、数値をつくっていると。医療費水準とか所得は、被保険者は1回県が吸い上げて、県のルールに基づいて納付金が決まってくるんですが、和光市の対応としては、的を射たものをやるため

に、それが冒頭説明した、入院の中でも何でもかんでもではなくて、脳卒中の部分というのがもう大変なことがわかったわけです。そこにまずは重点を置くと。一定程度優先度をつけてきちんとする。それはもう膨大なデータのデータヘルス計画等の分析等から行うものといったのが今回の事業でございます。

○齊藤秀雄議長 吉田けさみ議員。

○吉田けさみ議員 それで、やはり11%に上昇率を抑えましたといえども、国民健康保険加入者からしたら大変な負担だと思っんです。それで、やっぱりここまで地方自治体も、それから自助努力云々と言われますけれども、市民が苦しむかといったら、国が過去に負担していた分をうんと国が減らしてきたというのが最大の原因であるわけですから、この辺についてはきちっと国に対しても言っていくべきだろうと思っんです。それは前提としてです。

多子世帯の負担、4方式を取り入れることによって低所得者層に対する負担軽減を図っているということは、これは本当に2方式が求められている中で和光市の独自の努力があるんだと思っんですけれども、今、ほかの自治体でも多子世帯の負担を軽減してあげると。例えば乳幼児は頭数に入れないとか、そんな形でその負担を軽減するような動きもあるんですけれども、和光市としてはそういうことについては考えていなかったんですか。

○齊藤秀雄議長 東内保健福祉部長。

○東内保健福祉部長 この上については、さきの一般質問の答弁等でもやってきたんですが、軽減というよりはこれは減免といったところになるので、条例の部分に書きこむとかということではなく、その多子世帯の部分の基準をどうしていくかというのは、要領とかで定めていくんですが、それについてはもう前向きに今検討しているところでございます。

○齊藤秀雄議長 吉田けさみ議員。

○吉田けさみ議員 わかりました。

○齊藤秀雄議長 金井議員。

○金井伸夫議員 12ページの給与収入のところですけども、これは収入の階層が100万円から500万円しかないんですけども、実際は例えば1,000万円程度の収入の場合には、たしか2%ぐらいしかアップしない前提になっているかと思っんですが、もちろんこれは保険料の上限があるので、その上限が頭打ちでそういう現象があらわれると思っんですけれども、もしこれだけ引き上げる場合には、もっと上限を上げるとかそういう措置をとらないとバランスがとれないと、所得層によってちょっと偏り過ぎるんじゃないかと思っんですが、いかがでしょうか。

○齊藤秀雄議長 東内保健福祉部長。

○東内保健福祉部長 現行部分でいくと、課税の限度額で89万円になるんですが、今、議員御指摘のとおり、この限度額は法で変わりますので、法が変わったときには、限度額の部分を上上げる上げないというのはすぐに議論をしていきたいと考えております。

○齊藤秀雄議長 菅原議員。

○菅原満議員 1点確認ですけれども、保険税の必要額の計算で、保険税を上げたにしても、軽減制度というのがたしかあったんじゃないかと思うんですけれども、そういったのも含めてこれだけの保険税、要は軽減対象だと額が減るので、それも含めての推計ということで理解してよろしいのか、それだけ確認をさせてください。

○齊藤秀雄議長 東内保健福祉部長。

○東内保健福祉部長 いつも議会で出てくる基盤安定繰入金のところ、いわゆる保険税の軽減については、7割・5割の部分とかというのはもうすべて加味した上での算定となっております。

○齊藤秀雄議長 菅原議員。

○菅原満議員 はい、わかりました。

○齊藤秀雄議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、以上にて質疑を終結します。

次に進みます。

第7期長寿あんしんプラン（第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画）の素案について説明を願います。

東内保健福祉部長。

○東内保健福祉部長 それでは、資料2、介護保険条例の一部改正の関係で、和光市長寿あんしんプランについて説明いたします。

それでは、1ページ表紙をめくっていただいて、3ページになります。75歳以上の高齢者の増大といったところで、これは人口問題研究所からの出典になりますが、1950年から日本全体で2060年に向かって、人口はぐっとふえて、一番トップにいて人口減少が始まってくると。現在、この大きな点線の部分の実績と将来推計という中で、1950年代には、下のほうの子供等の年少人口が多く、上のほうの高齢者数が少なく、生産人口、労働人口が多いと。このままの形が2060年にいけば日本は問題ないんですが、その中で子供が減って労働人口が減って高齢者がふえると。その少子・高齢化の中での持続可能性をどう捉えていきたいと思いますかというのが現行の社会保障の流れでございます。

次の4ページにいきまして、和光市はそういう中で人口が微増しているとか特異性を持つところでございますので、まず上段のところ、今回、長寿あんしんプランの推計の中では、平成37年度、2025年度がポイントとなっているんですが、その中で人口を8万7,400人程度に見込み、そして65歳以上が1万5,000人、労働人口等が6万1,000人、年少人口となります。今回は平成30年度、平成31年度、平成32年度といったところの人口の内訳の中で進んでまいります。

その下の部分で、平成30年度、平成31年度、平成32年度といったところが、今回、下のほうが前期高齢者で、上のほうが75歳から84歳と。一番上に小さくあるのが85歳以上なんです。本市が課題に今後直面していくのに、和光市の平成37年度のときに高齢者人口は1万5,107人と

いったところですが、この中で前期高齢者が減少して、後期高齢者が逆転をして多くなるということが日本の2025年問題なんです。そこを踏まえたことを考えると、和光市が取り組んできた予防事業であるとか在宅介護の限界点というのは、こういったところが目的、目標になります。

こういったものを踏まえ、5ページのほうに、第7期、平成30年から平成32年までの計画ですが、基本方針として5つ、1つ目は、かねがね言っている、和光市はコミュニティケア会議をやってございますので、生活課題、いわゆる買い物に行けないとかお掃除ができない、寝たきりになる、その中の自立を阻む身体的要因、精神的要因、経済的要因、この3つに焦点を当てて、介護だけでいってしまったら、身体的、精神的だけで終わってしまうんです。それを包括ケアマネジメントと和光市は言っているんですが、これは国のほうも和光モデルを横展開しております。その中で包括ケアマネジメントの手法を定着していきます。

②には、予防ということを前置主義に完全に置いていこうといった中で、状態の身体的な介護予防というのは一定程度効果を上げてきたので、要介護1から要介護3になる速度、もしくはならないといった重度化防止といったところと、下段のほうの病気のほうの例えば要支援1といった方で、腰痛で要介護認定がある方が高血圧がもしあったら、高血圧を悪化させないものを連動してやるといった形で、疾病の重症化予防も踏まえる。そういった在宅介護と在宅医療の連携をしますよというのが2番目です。

3番目は、2040年というのは、もう団塊の世代のジュニアがだんだん高齢期に入ってくるものなんです、そこを踏まえて、現在の共助・公助等を中心にした介護予防も大事なんです、互助力を機能とした介護予防・日常生活総合支援事業といったものも今回は強化をしていきますと。

4番目には、認知症の方というのは、MC Iと言われる軽度の方から、B PSDという、いろんな行動障害がある方がいる。そういった中に、どんな状態でも、市内の中の病院、市内の中の介護施設、もしくは市内の中の認知症カフェ的なウエルカム事業、市内の中で完結できるようなことを進めていくので、その筆頭として認知症初期支援チーム等の支援体制の強化を行っていきますと。

5番目には、地域包括ケアの基本である、住まいがあることが前提なので、居住権、賃借権を有した住まい施策といったものを高齢者の方に展開するという中では、空き家対策の中の再利用、これは災害の空き家というよりは、特別養護老人ホームに入所してしまって、ひとり暮らしの高齢者の分譲住宅があったら、その分譲の住宅を借り上げて低所得者の方にお貸しするようなシステム等が高齢者の居住の安定確保に関する法律にございますので、そういう中の展開も今回は踏まえるといった5つの方針でございます。

6ページ以降には、今まで取り組んできた介護予防等の成果を踏まえ、現行で、平成29年度で9.7%の高齢者人口に対する要介護認定者、埼玉県内はまだ若いんですが14.8%、国では18.3%、直近では和光市は9.56%という数字の認定率になっておりますので、これを担保する。

これはもう財政の安定にもつながります。

それで、下のほうなんです、これは65歳から5歳刻みに、高いほうは全体のその刻みの人口で、低いほうが要介護認定です。御存じのとおり、80歳から84歳になると全国では28.4%、3割に近い要介護認定者がいる中、和光市では15.8%だと。85歳から89歳になると全国では50.3%なので、5割が要介護認定を受けていると。和光市はそれが35%なので、この部分をいかに終身に向かって低位にしていくか、これが市民の方の9割の向上であり、持続可能な社会保障制度につながりますので、こういうものを目指します。

7ページは、今度は居宅施設、地域密着型サービスの内訳ですけれども、左側の下には、サービスを利用した人数割合、いわゆる件数割合ですね。平成28年度を見ていただくと、下のほうから居宅の割合989人、地域密着型サービスが319人、特別養護老人ホーム、老人保健施設、長期入院の療養型が261人。見ていただくと、特別養護老人ホーム、老人保健施設、長期入院というのは、一定程度、260人前後で変わらないんです。ただし、そこがふえないで、きちんと地域密着型サービスと在宅が伸びていると。これは在宅で要介護4・5等もできているという実証になりますので、この在宅の限界点を高めていくと。

こういうことをやっても、上を見ていただいて、そのベースを金額にすると16.6%ぐらいの施設が、金額にすると33.3万円ということですね。ここがふえていくと、一番右の上段に参考とありますが、平成28年度で、施設サービス、3施設が1人当たり1カ月27万円、グループホームとか24時間定期巡回とかが、小規模多機能を含めて地域密着型サービスが1人当たり18万2,000円、在宅の居宅介護は8万6,000円なので、和光市は施設サービスに見合うニーズを地域密着型サービスと居宅で伸ばしていくという方針を今後の部分としても続けていきたいと考えております。

8ページは推計ですが、介護予防効果として、これは下段になりますが、国が示した計算式で、自然体でこの3年間の要介護認定者を推計すると、平成32年度で1,646名と、和光市は独自の予防効果でそこを再算定すると1,608人と。そんなには急激には落ちないんですが、一定程度予防効果の部分というの、頭打ちをするぐらい効果を上げています。

その中で注目してもらいたいのは、自然体の平成32年度の要介護5は134人に対して、予防後では107人に減少すると。これは予防効果の中で、要介護3等から、先ほど言った脳梗塞の2回目の発症等を防いだり、廃用症候群の重症化を防ぐといったところで、重症化するスピードがとまるんです。そういう中で重度認定者は減少し、とまっているという状況も起こることが和光市の特徴でございます。

9ページは今後の推計なので、これだけ介護予防をやっても、平成37年度には現行の1,471人から1,911名に和光市といえど伸びていくというのが、この埼玉県南部の高齢化の実態でございます。

次の10ページになります。これは、和光市の介護保険事業計画の中に書かれている保険給付以外のものとして、いわゆる民生費の一般財源等でも介護保険の一部負担金の利用料助成は継

続をします。高齢者の住まいへの支援の助成の部分をやっていきます。介護保険として、保険料の300円を上乗せして特別給付等も行います。地域密着型サービスは、やはり24時間定期巡回型を中心とした自立支援型のケアマネジメントを行います。そして、医療と介護の連携では、議員も御承知のとおり、総合福祉会館ゆめあい和光の中に、医師会と協働した医療、介護の連携拠点もごございますので、そういう中では強化を強める。高齢者の権利擁護も、権利擁護センターの設置もできましたので、それは強く踏まえていく。そして認知症対策ですね。

これらを踏まえ、10ページにグランドデザインとして、ちりばめられた地域密着型サービスの部分を踏まえていくと。御承知のとおり、パブリックスペース等についてもどんどん活用して、保険給付対象者と予防対象者を行うと。

今回は、これは白黒で見づらいんですが、左側の一番下段に、南大和団地とか諏訪原団地をポイントとした介護予防拠点を設置するといったところと、右側の中段に、29のいわゆる地域密着型サービス、市内の方が優先して利用する特別養護老人ホームの部分をこの3年間の中で整備、そして一番下には、第2の包括支援センターの部分の南を設置していくと。これは統合型になる可能性が高いです。そういうものを行うグランドデザインを踏まえております。

そして11ページに、ポイントとなる介護保険料ですが、まず介護保険料の設定の上昇と減少の要因ですけれども、上昇要因としては、今言ったように、和光市といえど高齢者人口の増加があるので、認定率は低いんですが、要介護認定者はふえます。これは、高齢者人口がぐっと右肩上がりでいく中、和光市は微増なので認定率が低いんです。これは他の自治体に行くと、高齢者人口と比例して要介護認定がふえますが、ただし、自然増はありますと。進行する中で、要介護認定の介護度の重症化予防をするけれども、やっぱり悪化の方もいると。ポイントは、第1号被保険者、65歳から終身の方と、40歳から64歳の中の保険料の負担の割合が、今までは65歳以上は22%だったんですが、人口の変動もあって23%と1%多くなりました。1%分、自然と保険料には上がっていくと。逆に40歳から64歳は1%下がったという考えでございませう。介護報酬の改定も、ニュースであるように、報酬改定の増加がありますので、これはどんなに介護予防とか在宅介護の限界点が高まっても、制度的に上がるものでございませう。減少要因としては、予防効果を上げる、地域密着で居宅をふやす。3年間のこの効果によって基金に1億円程度の黒字が生まれておりますので、それを財政効果として充当していくという考えでございませう。

そして12ページには、現在の第6期の基準額4,228円から、今回、プラス370円とありますが、その370円が、先ほど言った第1号の被保険者の保険料の制度的な増加と、介護報酬の上昇といったものが大きな原因になりますが、一定程度の自然増もございませう。そういう中で370円上がって、4,598円というのが月額の基本です。

御承知のとおり、特別給付分、配食、送迎、紙おむつが306円しょっておりますので、他市と比べるグロスは、4,292円が、国がいう和光市の法定分の保険料でございませう。

下のほうにいくと、第5期の平成24年度から平成26年度の全国平均の4,972円を今回も下回

っていると。今回、全国では第7期の全国平均で6,771円の速報値がございまして、そこからは大きく和光市の介護保険料は下回っているという状況でございます。

それを踏まえて、最終ページに真ん中の濃いところで、第5段階というのが今回ですね、右側ですが、4,598円と月額基準がありまして、それが、右にもう一ついくと5万5,170円といったのが年額の保険料になります。年額でプラス4,440円、月額で370円といったものです。

下のほうに下がってもらいまして、この4,598円の0.3%に当たる部分が、1段階といった生活保護とかいわゆる老齢福祉年金受給者の方というのは0.3%になりますので、この方たちは年額が1万6,540円と、前回に比べて1,330円の上昇、月額111円の上昇となります。その中で、細分化を和光市はとっておりますので、ずっと今度上げていきますと、13段階まで細分化してあります。法定としては8段階の区分でいいんです。和光市は、所得関係もございまして、13段階まで。この4市については、細分化は皆さんやっております。板橋区等の所得関係とも和光市は近いので、そういう中では、一番高い13段階で右側3.0%の部分の料率となりますが、月額で1万3,794円、年額で16万5,520円、前回に比べて3万1,080円、月額で2,590円の上昇です。ほとんどの自治体が、この年間のところの部分は、一番大きいところで20万円を超えております。それが和光市は一応16万円といったところで保険料がおさまっているという状況になりますので、この料率の部分は2.65%から3.0%といった形で、今回の上昇の部分にも充ててまいりました。

以上が介護保険料の設定になります。

○齊藤秀雄議長 以上で説明が終了しましたので、質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

吉田けさみ議員。

○吉田けさみ議員 最後のページで保険料の基準額が出ているわけですがけれども、この所得金額を見ると、例えば9段階で言えば、所得で290万円から500万円10万4,830円ということだと、例えばその下をずっと見ていくと、300万円とか200万円とかという形でその所得階層が決められているんですけども、これって本当に、要するに所得階層でも基準額よりも上の中間層、中間層と言ったら変な言い方ですけども、すごく不公平さがまだあるんじゃないかという気がして仕方がないんです。だから本来だったら、所得500万円もあつたら相当の収入になるんじゃないかを見るんですけども、これを13段階じゃなくて15段階とか16段階にやるとかというのは全然考えられないんですか。考えてはこなかったんでしょうか。

○齊藤秀雄議長 東内保健福祉部長。

○東内保健福祉部長 今申しましたとおり、まず国のほうの基準が8段階で決まっているんです。そういう中では、今後、15段階、16段階というのはあり得るかと思うんですが、基本的には、今、現行、全国を見ても13段階ベースというのが一番多いところで、中には16段階といったところはあるんですが、細分化を図る中では、この手法のほうが、私は、中間所得の部分については一定程度効果は出せるのかなというふうな認識でございます。

○齊藤秀雄議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑はありませんので、以上にて質疑を終結します。

次に進みます。

子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの素案について説明をお願いします。

喜名子どもあんしん部長。

○喜名子どもあんしん部長 続きまして、子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて御説明させていただきます。

和光市の子ども・子育て支援事業計画につきましては、平成27年度から平成31年度までの計画として定められており、今年度、平成29年度はその中間年に当たりますことから中間見直しとさせていただきます。

具体的な内容について入っていきます。

まず2ページ目でございますけれども、今回、中間見直しではございましたが、これまで和光市では子ども・子育て支援に関しまして、子供の自己肯定感というものを育むようにということで、あらゆる支援においてそういった観点を大事にして進めてきましたので、今回、中間見直しではございましたが、これを基本理念の中に明記するということといたしました。新しい基本理念としては、子供が自己肯定感を育み健やかに育つ仕組みづくりとしております。

続いて、3ページ以降でございますけれども、さきの議会でも幾つか御質問いただいたところでございますが、今回の中間見直しにおきまして、保育事業の基盤整備について若干見直しを行っております。

3ページに掲げてあります2号認定と申しますのは、3歳から5歳児のうち保育事業の利用が必要だと判断された方になります。下の3号認定につきましては、ゼロ歳から2歳のうち保育事業が必要だと認定された方になります。このうち上の2号認定をごらんいただくとよいかと思うんですけれども、横線を引いてありますものが計画値でございます。見ていただくとわかりますが、2号認定、いわゆる3歳以上のお子さんに関するその保育事業利用の必要性というものが、人数で見ても、また認定割合から見ましても計画値を上回って伸びているということがわかるかと思えます。3号認定に関しましても若干修正はあるんですけれども、毎年度、伸びとしてはございますけれども、計画よりは3号認定については緩やかな伸びであったということになっております。

続きまして、4ページでございます。

これは、教育と保育、幼稚園とか保育所、あるいは小規模保育所とかといった教育・保育事業を利用するお子さんが和光市でどの程度いらっしゃるかというものが、教育・保育事業を利用する割合になります。当初から、市内のゼロ歳から5歳の人口に占める方のうち70.3%程度の方が、幼稚園または保育施設を利用されるのではないかと見込んでおりました。今回、実際に検証してみましても、右側に69.6%とありますけれども、やはり市内のゼロ歳から5歳の人

口のうち7割の方は教育・保育事業を利用されるのではないかと、ここについては、計画について大きな数字の違いというのはあられませんでした。

一方で、下の段でございますけれども、じゃ、その教育・保育事業のうち、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育といった各事業の利用見込みといったものはどうだろうかといった点を見てみますと、先ほど申し上げたとおり、3歳以上の保育ニーズというものが計画当初よりも上回って高まっているという状況がございました。また、もともと和光市においては、9割を超える3歳以降のお子さんが幼稚園とか保育施設を利用されていたんですけども、現在の伸びの状況を見ますと、恐らく平成31年度までには3歳以上のお子さんの95%程度の方が教育または保育事業を利用されるのではないかと。かつ、先ほど見たように、実際にはそれが保育需要のニーズという形であらわれているというのが、今回、中間年における実績を見た結果でございました。

その結果としまして、右側に平成31年度実績見込みと書かせていただいておりますが、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育所の各事業の利用見込み、実績見込みといたしましては、幼稚園についても若干、当初の25%よりも27%程度に上がりますけれども、保育所の利用見込みとしましては、当初の24.3%から33.2%程度に上がるのではないかと推計を立てております。

続いて、5ページになりますが、今御説明させていただいたとおり、3歳児以降の保育を中心に保育ニーズが高まっていることから、従来、見直し前では、保育所と小規模保育事業所を整備することによって、真ん中にある1,803人とといった形で、平成31年度までに保育事業を利用される方がいらっしゃるだろうと推計していましたところを、今回の見直しによりまして、2,173人程度の方が平成31年度末までには保育事業を利用されることになると見込まれております。

では、この2,173人の受け皿として保育事業はどのように提供されるかということが、そちらの右端にあるところですけども、保育所としては平成31年度までに20施設、小規模保育事業所としては25施設といった整備計画を立てまして、この方々の受け皿として整備をしていきたいというのが今回の保育基盤の整備計画の見直しとなっております。

続きまして、6ページ以降が、保育事業に関する利用者負担額について、今回、中間見直しにおいて検証を行いましたので、その点について説明させていただきます。

まず、右下に筒状の図がございます。この筒状の図でございますけれども、これは、保育事業に係る経費、平成27年度実績で総額約11億6,000万円となっております。内訳を見ていただきますと、上から公費負担国負担分、公費負担県負担分、公費負担市負担分、また利用者負担軽減分として、これは市で出しておりますのが全体の10.5%ということになっております。

新制度が始まる平成27年度当初から和光市においては、実はそれ以前の保育料というものが決まっておりましたが、平成26年度まで適用された保育料で新制度を迎えた場合、こちらの利用者負担軽減分、上の制度上決まっている公費負担分以外に市が利用者負担軽減分として見ら

れる市の負担分というのが、平成26年度当時適用されておりました保育料でいきますと、およそこの事業費全体の16.7%になるのではないかと見込まれておりました。

新制度が始まるに当たって、この市の独自負担に当たります部分については、市が新しいサービスを充実していく際の際の原資ともなりますものですから、財政規律の観点も踏まえまして、ここについては事業費全体の10%程度にするのが適切ではないかといった考えを打ち出して事業計画の中に盛り込まれております。それにあわせまして、当時、保育料の見直しを行っているところでございます。

今回、新しい保育料に基づいて、平成27年度から新制度を実施いたしまして、平成27年度の実績を見た場合、やはりこの利用者負担軽減分については10.5%ということで、およそ当初想定していました基準を達成しているという状況がわかりました。

保育料に関しましては、平成27年度から3年置きに見直しをするということもあわせて条例に盛り込まれておりましたので、今回3年目ということで検証いたしましたが、今申し上げたとおり、10%という水準をおおむね満たしておりましたので、今回、保育園保育料については見直しは行わず、現行保育料を維持するということといたしました。

一方で、当時、平成27年度保育料見直しを行った際に、所得層によって保育料は増減があったわけですが、1万円を超えて保育料が上がりますという世帯に関しましては、激変緩和ということで助成をさせていただいておりました。これについても3年後に見直すという旨となっておりましたが、これについては、助成を受けられていた方、3年たちまして、当時、例えばゼロ歳、1歳、2歳だった方については、お子さんは3歳となっております。保育料につきましては、3歳からは保育料が下がるという傾向でございますのと、また、実際に受給されていた方の中で保育料が上がるという方は、この保育料の見直しに伴う値上がりではなくて、そもそも世帯収入自体がこの3年間に上がったことによる保育料の増加だということがわかりましたので、この激変緩和助成については今年度をもちまして終了ということにさせていただきたいと思っております。

続きまして、7ページでございますけれども、こちらは、就学後のお子さん、小学校に入ったお子さんの放課後の過ごし方に関連するところになります。放課後の過ごし方はいろいろ事業を展開してございますが、主に学童クラブとわこうっこクラブについて言及させていただきます。

まず学童クラブでございますが、真ん中の図を見ていただくとわかりますが、現在の計画でも提供体制は定められているところでございます。これまでも中央エリアに民間学童を誘致したり、あるいは北エリアの多機能施設の中に学童クラブを整備して、平成27年度以降、実績で見ても684人、797人、819人というふうには受け皿としては拡大してきておりますが、計画に定める提供体制には、充足には至っていないところでございます。今後も引き続き、計画期間中にこの提供体制が満たされるように整備を図ってまいりたいと思っております。

また、学童クラブと密に連携を進めておりますわこうっこクラブでございますが、先ほど予

算の説明の中でも、来年度2校拡大していきます。現在3校で実施しておりますけれども、来年度は新たに2校で拡大していくということで、この7ページの一番下に書いてございますが、今後、平成32年度までに全ての小学校においてわこうっこクラブを開催する方向となっております。

続きまして、8ページ以降でございます。

これが今回の条例に関する重立った部分になりますけれども、学童クラブにおきまして、利用者負担額の見直しということをしていただきたいと思います。先ほどの保育園保育料の図と似た図がございますけれども、左下に筒状の図がございます。これは、平成28年度における学童クラブ事業の運営費に係る事業費でございます。総額で2億6,782万円となっております。

学童クラブについての財源の仕組みでございますが、上に公費国負担分、公費県負担分、公費市負担分とございますが、国の予算制度においては、一定額、この上の部分でございます、公費と書いてある部分については、国と県と市で3分の1ずつ見ましょうという制度になっております。では、それ以下の部分については果たしてどのように財源を確保していくのか、この点については市のほうで決めることになるわけですが、現在、この部分につきまして、下の26.8%が利用者負担分、そこと公費負担と書いてあるところのちょうど間の利用者負担軽減分というところに、事業費全体の17.8%ほど市のほうから財政負担をさせていただいている状況でございます。

この点に関しましては、先ほど保育園保育料のところでも申し上げましたが、こういった市で負担している部分というところは、確かに利用者に対して、利用者が負担される部分を軽減されるという側面もありますけれども、一方で、先ほど申し上げたとおり、政策財源と申しますか、サービスを充実していく際の際の原資もこちらの部分から出ることになりますので、保育園保育料の場合と同様に、財政規律の観点から、この点に関しましては10%という水準を今回、学童クラブにつきましても設けさせていただきたいと考えております。

また、この2億6,782万円の中には、現在、学童クラブで提供させていただいているおやつ代も含まれておりますけれども、今後、このおやつ代につきましては、この利用者負担分の中で利用者が御負担いただくものという性質ということで位置づけさせていただきたいと思っております。また、今回、利用料の見直しにおいては、やはり3年ごとに財政状況を検証しながら見直しを行うという3年サイクルを導入したいと思っております。

こういった考え方のもとで、では実際に御負担いただく利用料としてどのような仕組みになるのかでございますけれども、9ページとなります。

端的に申し上げますと、真ん中のあたりに表がございまして、現行月額というところから、改定後は、右側の太線で囲ってあるところになります。和光市においては現在、これは世帯の所得に応じまして第6階層まで設定されております。これは市町村によりましても、所得に関係なく一律同じ利用料を徴収しますというところもあれば、二、三の階層に分けて徴収しますと

いうところもございます。和光市では6階層に分けておりまして、やはり所得に応じた料金設定としていきたいと思っております。右側、改定後の月額というところをごらんいただきますとわかるかと思いますが、現在、所得に応じてこういった案で提示させていただきたいと思っております。

ただし、おやつ代につきましては、全児童一律に2,000円を徴収いたしたいと思っております。この2,000円を徴収するということにつきましては、これまで子ども・子育て支援会議でも議論を重ねてまいりました。あるいは市の学童クラブ連絡協議会の方からも、やはり従来負担額なしで利用されてきた生活保護世帯にとっての2,000円というものについては、ほかの世帯とは違う特段の配慮を要するのではないかとといった御意見もいただいております。そういった意見も踏まえまして、子ども・子育て支援会議でも議論させていただきまして、第1階層については、この2,000円のおやつ代につきましては助成をさせていただくというふうな方向で検討をさせていただきました。

おおむね全所得におきまして、所得別に現在の利用料と比較しますと、2,120円から2,600円という幅で増加することとなります。

一番最後は、学童クラブ延長利用料の日額創設ということで、これは従来から利用者の方のほうから、通常はお迎えは18時までに行けるんだけれども、突発的に残業が発生してお迎えが18時を過ぎてしまった場合、日割りの延長利用料を設定していただけないかといった御要望がございましたので、あわせまして、今回、延長利用料の日額というものを1回利用につきまして300円という形で設けさせていただいております。ただし、何度使っていただいても、1カ月の上限額としては1,300円を超えないという仕組みでございます。

10ページは、参考までにつけさせていただいておりますけれども、現在、和光市の先ほどお見せした運営費の中で運営している学童クラブの事業展開内容になっております。人員配置とか職員の方々の研修機会なども事業運営の中から拠出されておきまして、丁寧な事業運営費になっているのではないかと認識しているところでございます。

最後の11ページになりますけれども、今回の中間見直しにおきましては、今、子供についても地域包括ケアの観点から取り組みをしております。この取り組みにあわせまして、現在市で取り組んでいること、あるいは取り組んでいこうとしていることについても、中間見直しの中で今回計画に盛り込ませていただきました。

その一つが、児童相談所の設置について検討いたしたいと。現在、児童虐待の対応につきましては、和光市自体が所管の児童相談所から遠方にあるものですから、より速やかに対応したいということで、児童福祉法に基づく権限移譲により市に児童相談所の設置というものができないか検討してまいりたいということを計画に書かせていただいております。

また、保育の質の確保という点では、さきの議会でも御説明させていただきましたが、和光市保育課程を作成していくこと、また、今後、これの実践に当たって保育コーディネーターといった人材の育成をしていくことといったことを今回計画に明記させていただいたところでござ

ございます。

駆け足で恐縮でございますが、説明としては以上です。

○齊藤秀雄議長 以上で説明が終了しましたので、質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

赤松議員。

○赤松祐造議員 4ページ、ここは貴重な資料で、内容はよくわかるんですけども、ちょっとわからない点だけ御質問いたします。

4ページの中に、ゼロ歳から5歳の人口に占める割合のうち69.6%、約7割の方が教育・保育を必要とする児童となっていますけれども、これ以外の30%の人たちに対する教育・保育も必要としないわけじゃないんですけれども、それに対する政策というのは何かお持ちですか。

○齊藤秀雄議長 喜名子どもあんしん部長。

○喜名子どもあんしん部長 この数字は、先ほど申し上げましたように、2号認定、3号認定というのはまさに、保育所を利用したい、あるいは1号認定を受けて幼稚園を利用したいという申請をされた方、また、実際に幼稚園を利用されている方の割合でして、実際にこの方以外の3割の方というのは、例えば御自宅でお母様が引き続きお子さんを見守っているとか、そういった状況にあるものです。

先ほど申し上げましたとおり、3歳児以降につきましては、和光市では9割を超える方が、実際には幼稚園とか保育所、市内、市外を含めてですけれども、幼稚園に入っているという状況にございまして、3歳以降については平成31年度には、95%を超えるお子さんがほぼ幼稚園とか保育施設に入っているという状況になるのではないかと考えております。

○齊藤秀雄議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 はい、わかりました。

○齊藤秀雄議長 村田議員。

○村田富士子議員 7ページのところで、学童クラブ及びわこうっこクラブの見直しというところで、わこうっこクラブも教育委員会の生涯学習課の所管になると思うんですが、ここで言う、今後連携を図っていきますということですが、具体的にはどのような方向で連携していくのか、もう決まっていますか。

○齊藤秀雄議長 喜名子どもあんしん部長。

○喜名子どもあんしん部長 連携というのは、一番わかりやすく言うと、例えばお子さん同士で同じ空間で遊べるように、運動場における見守りをするといった点もあるんですけども、一方でこの連携という言葉はいろいろあるんですけども、学童クラブに入っているお子さん、利用されている保護者の方の中でも、わこうっこクラブについて、こういうふうなところを変えていただくと利用しやすいんだといった声はあるんです。学童クラブほど手厚い保育でなくてもいいんですけども、例えば両事業の中でお迎えの要否がずれていたりすることがあります。その点について、例えば小学校3年生になると自分で帰れるといった御意見をお持ちの親御さ

人もいらっしやいまして、そこに対しては、保護者の了解があれば自分で帰れるような仕組みを入れてくれないかといったようなお声もありましたので、端的に言えば、例えばお迎えの要否等については、学童クラブとわこうっこクラブでずれているところがありましたので、そういった学童クラブの利用者の方からの声を踏まえて、わこうっこクラブを所管している教育委員会と調整を図ったり、あるいは実際に学童クラブの待機が多く発生している地域から優先的にわこうっこクラブを開設してもらえないかといったような、教育委員会との調整を図っているところがございます。

○齊藤秀雄議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 9ページのところの学童クラブ延長利用料の日額の創設というところで、児童1人につき月額1,300円、フルに使っても1,300円だし、日額にすると300円ということで、この日額が300円になった根拠というのは、もう少し安くできなかったのか、その300円にした根拠はあるのか伺います。

○齊藤秀雄議長 喜名子どもあんしん部長。

○喜名子どもあんしん部長 この日額の設定につきましては、例えば極端に言えば、おおむね開所しているのが20日なので、1,300割る20といった考え方もあるのではないかといい御意見もございましたけれども、実際に延長利用を使われている方というのは、18時までの利用をされている方よりも減るわけです。なので、実際の利用人数が本体の事業よりも減る中で、言ってみれば、本体の事業よりも財政としては市の負担分を持っているところがあるわけですが、先ほど申し上げたこの延長利用分につきましても、学童クラブの事業運営費総額2億6,782万円という中に入っております。先ほど申し上げたとおり、この中で10%という水準を維持しながら、延長利用料、なるべく御利用いただける御利用しやすさといった点のこの財政規律の観点と、御利用者の利用しやすさといった両方のバランスを見て、今回300円ということで設定させていただいております。

○齊藤秀雄議長 吉田けさみ議員。

○吉田けさみ議員 これは9ページのおやつに関してですけれども、この③のところ、小学生の発育に必要とされる補食であることから、栄養バランスを踏まえて云々と書いてありますよね。これは文章上では本当にもっともなことが書かれていると思っているんですけども、ただ、どこの学童クラブも調理室がないと思うんです。それで、例えばお湯を沸かすとか、夏であれば麦茶を冷やして子供たちに出してあげるとかというような程度だと思うんです。

おやつ代金を2,000円、今度徴収するというので、大体1回当たり100円程度か、それよりもちょっと下げなきゃいけないのかなと思っているんですけども、学童クラブで統一したおやつを考えるような、メニューを考えるような、恐らく本当に1品何かを出せる程度だと思うんですけども、その辺のやり方についてはどんなふうに考えていらっしゃるんですか。

○齊藤秀雄議長 喜名子どもあんしん部長。

○喜名子どもあんしん部長 おやつにつきましては、実は今回この議論をする際にも保護者の

方々から、おやつの内容については見直してほしいということがありました。実はアンケート結果を見てみると、学童クラブによって、すごくおやつに満足していますというところと、ちょっと市販のお菓子が多いいんじゃないかとか、あるいは量が多過ぎて夕飯に響いているとか、逆に少ないといったような御意見もありました。

今回、市のほうで栄養管理的な視点も含めて、やはりこれは補食という性質を見ますと、例えば脂質が多過ぎると夕飯にずっとおなかまで残ってしまうといった観点もあります。適正なカロリーというのは、やはり200キロカロリーを下回る程度の内容でなければ夕飯が食べられないといった状況にもなるので、そういった適正なカロリーと、あと内容ですね。脂質もしくは果物とか、そういったメニュー構成を幾つか、ただ、これは学童クラブごとに調達をすることになりますので、毎回同じものというふうにはいかないで、幾つかメニューバリエーションをこちらのほうからつくりまして、こういった組み合わせで各クラブ考えてほしいといった形で、おやつについては市内一律で一定の考え方のもとで提供する仕組みを今検討しているところでございます。

○齊藤秀雄議長 吉田けさみ議員。

○吉田けさみ議員 ぜひ栄養管理ということで、栄養士の意見、部長も随分と今詳しくお話しされましたけれども、どなたか専門的なきちんとした知識を学童クラブで共有しながら、やっぱりいいおやつを与えていただきたいと、提供していただきたいということを要望しておきたいと思います。

○齊藤秀雄議長 安保議員。

○安保友博議員 今の関連ですけれども、以前、保護者の方からのアレルギーについてのお話があったと思うんですが、アレルギーで食べられないものがある場合には、同じように負担しているにもかかわらず食べられないで終わってしまうとか、アレルギー対策をされたものを用意すると今度は逆に費用がかかるとかということがあったと思うんですけれども、その点を踏まえてこの月額2,000円ということで、その辺の考え方というのはどのようにされているんでしょうか。

○齊藤秀雄議長 喜名子どもあんしん部長。

○喜名子どもあんしん部長 実際、保護者の方からも、現在はアレルギーを持っているんだけど、食べられるものと食べられないものが出るので、毎回学童クラブの方と相談しているという御意見をいただいております。

今回、おやつ代を2,000円と明確に区分することによりまして、例えばアレルギーにも程度がありますけれども、非常に重いアレルギーの方となると、正直やはり調達が難しいといったところがあります。もう完全に小麦粉を除いてくださいというようなものを調達するのはかなり難しいという場合もございますので、例えばアレルギーに関する診断書等をいただいた方についてはおやつ代を免除するといった方向も考えたいと思っております。

ただ、そこは程度によるところがございまして、学童クラブから提示させていただくメニ

ューを見て、これであれば食べられますよという方に関しましては、おやつとして提供できるように努力したいと思っています。

○齊藤秀雄議長 安保議員。

○安保友博議員 はい、わかりました。

○齊藤秀雄議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 11ページの児童相談所設置の検討ということで、大変いいなと思っているんですが、見通しとして何年度ぐらいにこの設置が可能になるか。

○齊藤秀雄議長 東内保健福祉部長。

○東内保健福祉部長 この部分は地域包括ケア課の所管になりますので、この中では、平成30年度にケースの詳細検討と県と協議を行い、平成31年度後半にはこの部分の導入をしたいと。

これは児童相談所を設置というよりは、児童相談所のいわゆる措置権限の権限移譲を受けるということなので、どこかにハードとか何かを設けてという意味ではないです。そういう考え方で、一時保護施設というのはもう県のほうにやっていただかなければなりませんので、もう既に前段として、和光市の場合、児童相談所の相談員が介入するという行為をわこう版ネウボラがやっていますので、委託を既に受けて、そして和光市がその実行をしているという実態を積み重ねておりますので、その権限の部分をいただくと。

どうしても早期の措置判断というのは、遠い児童相談所では難しいんです。逆に措置の解除も、現場で親御さんの雰囲気とかわかっていなければできませんので、そういう中で、平成30年度に詳細検討、県と協議も行い、平成31年度の多分後半になると思うんですが、そのころの実現を目指したいと考えております。

○齊藤秀雄議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 もう一点確認ですが、そうすると、権限移譲と措置移譲をした場合に、県費関係の職員等も配置されるということはあるんですか。あるいは、現状、市の関係職員だけで行っていくということになるのか。

○齊藤秀雄議長 東内保健福祉部長。

○東内保健福祉部長 問題案件も、いわゆるニーズ量、発生件数といったのと供給体制でいくと、地域包括ケア課の中に総合相談調整担当を置いておりますので、その部分の人員で、現在のネウボラのケアプランとかをつくっておりますので、それは対応可能と考えております。

○齊藤秀雄議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 7ページ、きょうは計画が挙げられているんですけども、平成31年度までに学童クラブ、わこうっこクラブ、私はちょっとお聞きしたいのは、各エリアに現行の対象年齢人口をやっぱり挙げておくべきだと思うんです。ここで数字は出なくてもいいんですけども、対象年齢人口とニーズ人口というのがあると思うんです。ニーズ人口がこれはぴったり合っていればいいんですけども、ニーズ人口が上回ったら、いつも足りない、足りないという形になると思うので、対象人口というのはどれぐらいいて、今、例えば平成29年度、対象年齢人口

のうち何%ぐらいがこれを現在利用されているのか。将来これが100%利用するとなれば、大変な、都市計画からは考えられないことなんですけれども、現行の人数があれば教えてください。

○齊藤秀雄議長 喜名子どもあんしん部長。

○喜名子どもあんしん部長 先ほど保育については、3歳以降の人はもうほぼほぼ9割を超える方が利用されると申し上げたんですけれども、実は学童クラブに関しましては、今、手元の平成29年度5月の数値で申し上げますと、これは一応6年生まで入れるというふうに、申請できることになっているんですけれども、平成29年度5月の時点で市内の小学校に通うお子さんが4,165人、約4,200人弱ということになっています。一方で、学童クラブを利用されるのと、及び待機、入れなかったけれども利用は希望されているよとおっしゃる方が、平成29年度5月時点で利用されている方と待機されている方、これがニーズになると思いますけれども、その総数としては5月1日時点で828人ということになっていまして、事業を利用される児童の対象は、先ほど申し上げたとおり4,200人弱いるんですけれども、実際にニーズとしてあらわれていたのはそのうちの約2割といった状況でございます。

○齊藤秀雄議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 その中で、いろんなサービスが非常に充実してくると欲求がふえてくると思うんです。極端なことを言えば、4,200人全員がとなると。これは5%ですよ、今使っているのは。そこまでは考えなくてもいいでしょうけれども、非常に整備されるとみんなが入りたくなる。それで施設が足りなくなってくるというようなことが危惧されるので、私は、ここに副市長もいらっしゃるの、本当に都市計画からこういうことを考えていかないと、次から次へ、つくってもつくっても間に合わなくなってくることは私は危惧されます。そういうことに対しては、3年後のことを考えないと。そういうことに対してどんな考えを持っていますか。

○齊藤秀雄議長 喜名子どもあんしん部長。

○喜名子どもあんしん部長 実際にこの施設を整備する、事業を展開するというときに当たっては、小学生としては人数があるんですけれども、じゃ、実際に全員が使いたいかというと、先ほど申し上げたとおり、実際には希望されている方は小学生人口のうちの2割という世界になるので、ニーズとしてどこを捉えるかというと、実際に学童クラブで提供されている手厚い保育が利用したいといった方が対象になってくると思うんです。なので、ニーズといったときに、必ずしも小学生人口全員を網羅するというものではなくて、例えば昼間御両親が働きに出ていて、かつ、まだひとりでは留守番なり、あるいはわこうっこクラブで活動というよりはもう少し手厚い、いわゆる保育というような性質のものが必要な方がどのくらいいらっしゃるかという観点で事業は考えていきたいと思っています。

○齊藤秀雄議長 赤松議員に申し上げます。これはあくまでも事業計画の間での見直しということをお大前提にしてください。推測で数字を挙げるのはやめてください。

赤松議員。

○赤松祐造議員 ここは見直しということで掲げられているので、その見直しの観点をどこまでよく考えているかということをおは質問しているわけですから、何も推測で言っているわけではございません。もっと深く考えてやっておかないと、本当に見直したのかということが問われますよということです。これは要望です。

○齊藤秀雄議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑がありませんので、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前11時29分 休憩）

再開します。（午前11時30分 再開）

次に進みます。

その他として、小・中学校行事の確認です。

昨年と同様、小・中学校の卒業式と入学式は、各自参列する小・中学校を2月9日、金曜日、施政方針の配付予定日までに事務局へ連絡のほどお願いします。各学校への連絡は、事務局が教育委員会を通して行います。

また、各学校からの議員宛通知はありませんので、御承知おきください。後日、事務局が配付する開式時刻と集合場所の一覧表で確認してください。

各議員におかれましては、必ず出席されますようお願いいたします。なお、欠席する場合は、各自で直接学校に連絡してください。

卒業式の日程は、中学校は3月15日、木曜日、小学校は3月22日、木曜日となります。入学式の日程は4月9日、月曜日、小学校が午前中、中学校が午後になります。

その他、各議員からございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の協議はこれにて終了しました。

記録につきましては正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

午前11時33分 閉会

議 長 齊 藤 秀 雄

副 議 長 村 田 富 士 子